

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に派遣されている皆さまへ

2012年3月1日から、厚生年金保険の特例加入制度の対象国がすべての社会保障協定の相手国(14カ国)に拡大します

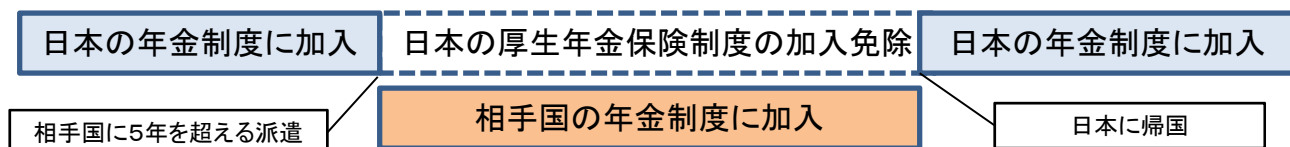
これにより、相手国の年金制度に加入しながら、同時に日本の厚生年金保険制度にも加入できるようになります。

相手国の年金制度に加入される方へ

厚生年金保険の加入の特例制度

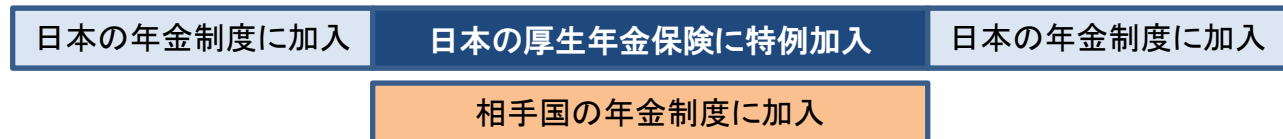
【現在】

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に、5年を超えると見込まれる期間派遣されている場合や、派遣期間(相手国に応じて当初派遣期間の延長が認められる場合もあります。)が満了した後も引き続き相手国で働く場合は、相手国の年金制度のみに加入します。



【2012年3月1日以降】

相手国の年金制度に加入するとともに、日本の厚生年金保険制度にも任意で加入できるようになります。



加入手続きをする場合は？

1. 加入の手続きは、事業主を経由して「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書」を年金事務所に提出してください。
 2. 年金事務所で特例加入の申出書を受理した日が被保険者資格の取得日となります。ただし、日本の厚生年金保険制度の適用が免除となり、相手国の年金制度に加入した日から1か月以内に申出書を提出した場合は、その日が被保険者資格の取得日となります。
 3. 厚生年金保険制度への任意加入が可能になるため、企業年金にも加入できるようになります。加入を希望される場合は、企業年金の手続きも忘れないようにお願いします。
- ※ 厚生年金保険の特例加入制度に該当する方は、いつでも「厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書」を年金事務所に提出すれば、厚生年金保険制度の資格を喪失することができます。

2012年3月1日現在で社会保障協定が発効されている相手国

	相手国	協定発効年月	期間通算制度	当初派遣期間 (注)
1	ドイツ	2000年2月	○	60暦月
2	イギリス	2001年2月	—	5年間
3	韓国	2005年4月	—	
4	アメリカ	2005年10月	○	
5	ベルギー	2007年1月	○	
6	フランス	2007年6月	○	
7	カナダ	2008年3月	○	
8	オーストラリア	2009年1月	○	
9	オランダ	2009年3月	○	
10	チェコ	2009年6月	○	
11	スペイン	2010年12月	○	
12	アイルランド	2010年12月	○	
13	ブラジル	2012年3月	○	
14	スイス	2012年3月	○	

注) ドイツは派遣開始後60暦月目の月末まで、その他の相手国は派遣開始から5年目までが当初派遣期間として認められます。相手国により派遣の延長ができる場合があります。

社会保障協定に関する詳しい情報は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

検索



●問い合わせ先

厚生労働省年金局国際年金課

電話：03-5253-1111（代表）

日本年金機構事業企画部国際事業グループ

電話：03-5344-1100（代表）

※企業年金に関しては、

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

電話：03-5253-1111（代表）